



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 27 日

外ヶ浜町長 山崎 結子



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
下小国地区（下小国）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 2 月 24 日
3. 地域の人と農地の現状
下小国地区では、地域の中心となる経営体として認定農業者 2 名と認定農業者で農事組合法人の「ファクトリー下小国」が位置づけられているが、地域における担い手は十分ではない状況にある。
また、農地について、平成 5 年度着手のほ場整備事業により区画整理された農地を始めとし、農地所有者や離農希望者の把握に努め、農地中間管理機構を活用した農地の集積を促進している。
4. 今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況
1 法人、2 個人
5. 4 から見た地域における中心経営体の確保状況
中心経営体はいるが十分ではない
6. 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者及び農業リタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

- 下小国地区の農地利用は、「2. 今後の地域の中心となる経営体」に記載の組織、個人が中心となって担っていく。
- 収益の確保及び生産経費の削減など農業経営の改善に取り組み、経営の安定化を図る。
- 大型機械の導入等による大区画ほ場における作業の効率化を図り、余剰労働力を活用した高収益作物の導入や需要に応じた作物の生産等に取り組む。
- 地域内の農地を中心となる経営体への利用権の設定等により、集落ぐるみの農業生産体制の構築を図るとともに、雇用等により担い手の育成・確保を図る。
- 町内の加工団体等と連携し、地域内の農産物を活用した商品づくりや販売など、地域資源の活用を通して地域活性化を図る。